

令和6年11月11日

学校制服製造業者代表者 様

熊本県立第二高等学校
校 長 森田 淳士

令和8年度～令和10年度 制服契約業者の選定について（お知らせ）

本校では、令和5年度入学生から制服の仕様を変更（プレザー仕様）し、令和7年度で3年間の契約が満了します。そのため、令和8年度～令和10年度までの契約が必要となりました。

令和8年度からの仕様については、メーカー指定を外すこととし、業者選定委員会において、これまでと同様であると認められるならば、契約を締結する予定です。

つきましては、新たに契約を希望し、下記の契約の基本条件に同意される場合は、別紙「令和8年度～令和10年度 第二高校制服契約に関する意思確認書」の提出をお願いします。

記

1 契約の基本条件

本校との契約の内容に関しては、次の項目を基本条件とする

- (1) 契約業者と本校校長を当事者とする。
- (2) 契約対象は、令和8年4月入学生から令和10年4月入学生分までとする。
- (3) 契約内容に対して不履行があった場合等は、契約を解除することがある。
- (4) 現行制服の意匠（デザイン権）は学校にあり、新規契約分も含め、全て学校の所有とする。
- (5) アフターサービスに万全の体制を図る。
- (6) 制服の需要量は、毎年度約400人（男女比率未定）の見込みであるが、兄弟姉妹のお譲りやリサイクル等もあることから、正確な数の算定は困難。
- (7) 現行の製造契約業者（熊本菅公学生服（株））とは引き続き契約する。

2 意思確認書提出期限

令和6年12月6日（金）FAX可

※発送後は、必ずその旨、本校担当者へ電話すること。

3 仕様について

現行の仕様書が必要な場合は、本校担当者へ連絡すること。

なお、意思確認書を提出した業者へは、本校から仕様書を送ることとする。

4 販売店契約について

- (1) 新規参入がメーカーで試作品（サンプル）を持参し業者選定委員会において確認し採用可とした場合は、製造契約を締結し、そのメーカーに対し、販売店の選定依頼を行う。

メーカーが選定した販売店へ見積依頼をし、上限価格以内の見積を提出した販売店と販売店契約を締結する。

- (2) 新規参入が小売業者（販売店）で直接試作品（サンプル）を持参し業者選定委員会において確認し採用可とした場合は、直接小売業者（販売店）と販売契約を締結する。
- (3) 試作品（サンプル）に要した経費は、全て応募者の負担とする。

5 販売価格の上限価格について

販売業者における保護者への販売上限価格は以下のとおりです。

		価格(税込)	種類	
男子 体型用	春・ 秋・ 冬	67,000円	ブレザー	
			冬スラックス	
			ブレザー用長袖シャツ	
			ネクタイ	
	夏		ポロシャツ	
			夏スラックス	
女子 体型用	春・ 秋・ 冬	68,000円	ブレザー	
			冬スカート	自由選択性 両方購入の可能性有り
			冬スラックス	
			ブレザー用長袖シャツ	
	夏		ネクタイ	自由選択性 両方購入の可能性有り
			リボン	
			ポロシャツ	
			夏スカート	自由選択性 両方購入の可能性有り
			夏スラックス	
男女 兼用		11,000円	セーター ベスト	希望者のみ

※セーター・ベスト以外の計67,000円、68,000円は、スラックス・スカート、ネクタイ・リボンのそれぞれいずれかを購入した場合であり、両方購入する場合は上記上限額を超過しても構わない。

6 スケジュール

- 1 2月6日 意思確認書提出期限
- 3月上旬 試作品（サンプル）制服提出期限
- 3月中 業者選定委員会（試作品（サンプル）制服の契約の可否など）
- 4月以降 契約の締結

熊本県立第二高等学校
主任事務長 淀川 豊輝
電話 096-368-4125
FAX 096-365-5636
E-mail yodogawa-t@pref.kumamoto.lg.jp